

令和6年7月3日

令和6年石巻地方広域水道企業団議会第1回臨時会会議録

## 令和6年石巻地方広域水道企業団議会第1回臨時会会議録（第1号）

---

### 議事日程第1号

令和6年7月3日（水曜日）午後1時30分開会

- 第1 議席の指定
  - 第2 会議録署名議員の指名
  - 第3 会期の決定
  - 第4 議長の選挙
  - 第5 提案理由の説明
  - 第6 第3号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)
  - 第7 第4号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
〔令和6年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第1号）〕
  - 第8 第5号議案 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
  - 第9 第6号議案 監査委員を選任するにつき同意を求めることについて
- 閉 会
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（15名）

1番	谷 祐 輔 議員	2番	我 妻 久美子 議員
3番	勝 又 和 宣 議員	4番	阿 部 浩 章 議員
5番	後 藤 兼 位 議員	6番	阿 部 和 芳 議員
7番	安 倍 太 郎 議員	8番	丹 野 清 議員
9番	櫻 田 誠 子 議員	10番	大 森 秀 一 議員
11番	櫻 井 政 文 議員	12番	五野井 敏 夫 議員
13番	遠 藤 宏 昭 議員	14番	小 野 幸 男 議員
15番	小 野 恵 章 議員		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

---

説明のため出席した者

齋藤正美	企業長	木村剛	事務局長
高橋壯之	理事事務局次長	本木雅治	技術次長
野村佳実	総務課長兼 工事検査室長	佐々木知洋	経営企画課長
落合徹	給水課長	鹿又宏之	建設課長
中村一壽	施設管理課長	齋藤匡俊	浄水課長
末永光浩	技術参事兼 北部地区管 理事務所長	吉田克也	経営企画課長 補佐
川村貴俊	経営企画課 主幹係兼 財務係長		

---

事務局職員出席者

小山敏夫	議会事務局長	千葉修	副参事兼 議会事務局 補佐長
鈴木幸枝	議会事務局 主幹係兼 主事係長		

---

午後1時30分開会

○副議長（小野恵章議員） ただいまから令和6年石巻地方広域水道企業団議会第1回臨時会を開会いたします。

---

午後1時30分開議

○副議長（小野恵章議員） 直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

---

### 諸般の報告

○副議長（小野恵章議員） この際、諸般の報告を行います。

初めに、去る4月25日に石巻市議会選出の星雅俊議員から当議会議員を辞職したい旨の願いが提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、4月30日付けで辞職の許可をいたしました。

このことにより、去る5月10日招集された令和6年石巻市議会第2回臨時会において、高橋憲悦議員が企業団議会議員に選出され、石巻地方広域水道企業団規約第6条第2項の規定により就任いたしました。

また、欠員となりました石巻市議会議員選出の議会運営委員1名については、早川俊弘議員を、地方自治法第109条第9項及び石巻地方広域水道企業団議会委員会条例第3条第1項の規定により、議長が5月15日付けで指名いたしました。

次に、去る6月10日に石巻市議会選出の谷祐輔議員、勝又和宣議員、早川俊弘議員、我妻久美子議員、楯石光弘議員、阿部久一議員、櫻田誠子議員、後藤兼位議員、丹野清議員、高橋憲悦議員の10名から当企業団議会議員を辞職したい旨の願いが提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、令和6年6月10日付けをもって辞職の許可をいたしました。

このことにより、去る6月10日開会の令和6年石巻市議会第2回定例会において、勝又和宣議員、我妻久美子議員、谷祐輔議員、阿部浩章議員、安倍太郎議員、丹野清議員、櫻田誠子議員、阿部和芳議員、後藤兼位議員、大森秀一議員の10名の議員が企業団議会議員に選出され、石巻地方広域水道企業団規約第6条第1項の規定により、当議会議員に就任いたしました。

また、当議会議長の安倍太郎議員は、6月10日開会の令和6年石巻市議会第2回定例会において、石巻市議会議長の職を辞任したことに伴い、石巻地方広域水道企業団規約第7

条第2項の規定により、当議会議員の職を失いました。

このことに伴いまして、石巻市議会では同定例会において、石巻市議会議長に遠藤宏昭議員が選任され、遠藤議長は石巻地方広域水道企業団規約第6条第1項の規定により、当議会議員に就任いたしました。

以上の理由により、現在当議会議長が欠員となっております。

次に、欠員となっております石巻市議会選出の議会運営委員4名については、我妻久美子議員、阿部浩章議員、阿部和芳議員、櫻田誠子議員を、地方自治法第109条第9項及び石巻地方広域水道企業団議会委員会条例第3条第1項の規定により、本職が6月14日付けで指名いたしました。

また、本日の会議に先立ち開催いたしました議会運営委員会において、阿部浩章議員が議会運営委員会委員長に互選されました。

以上、石巻市議会選出議員の就退任、議会運営委員の指名及び議会運営委員会委員長の互選の結果について報告いたしました。

なお、ただいま報告いたしました石巻市議会選出の11名の議員が着席している議席は、仮議席でありますので、御了承願います。

次に、企業長より、報告第1号として、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づく継続費繰越計算書及び報告第2号として、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告を受けており、事前に配布しておりますので、御了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果3件及び同法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果3件の報告をお手元に配布しておりますので、御査収いただきます。

次に、企業長より諸般の報告について申し出がありますので、これを許します。

企業長。

〔齋藤正美企業長登壇〕

○齋藤正美企業長 皆さん、こんにちは。

諸般の報告を申し上げます。

初めに、企業団議会議員の就退任について申し上げます。

令和6年4月30日付けで、石巻市議会選出の星雅俊議員が企業団議会議員を辞職され、令和6年5月10日開会の令和6年石巻市議会第2回臨時会において、高橋憲悦議員が企業団議会議員に選出され、企業団規約第6条第2項の規定により就任されました。

次に、令和6年6月10日付けで、石巻市議会選出の谷祐輔議員、勝又和宣議員、早川俊弘議員、我妻久美子議員、楯石光弘議員、阿部久一議員、櫻田誠子議員、後藤兼位議員、

丹野清議員、高橋憲悦議員の10名が、企業団議会議員を辞職されました。

また、企業団議会議長の安倍太郎議員が令和6年6月10日開会の石巻市議会第2回定例会において、石巻市議会議長を辞任したことに伴い、企業団規約第7条第2項の規定により企業団議会議員の職も失いました。

安倍議長をはじめとする議員各位におかれましては、議会の円滑な運営と当企業団発展のために多大な御尽力を賜りましたことに対し、深く感謝申し上げます。

また、同日、遠藤宏昭議員が石巻市議会議長に選出されるとともに、勝又和宣議員、我妻久美子議員、谷祐輔議員、阿部浩章議員、安倍太郎議員、丹野清議員、櫻田誠子議員、阿部和芳議員、後藤兼位議員、大森秀一議員の10名が企業団議会議員に選出され、企業団規約第6条第1項の規定により就任されました。

新たに就任されました皆様方には、企業団議会の円滑な運営はもとより、業務運営につきましても、今後とも特段の御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、監査委員の退任について申し上げます。

阿部久一監査委員から、令和6年6月10日をもって辞職するとの願い出があり、同日付けで承認いたしましたので、御報告いたします。

阿部監査委員は、令和4年7月4日の就任以来、監査業務の適正な執行と水道経営の円滑な運営のために格別な御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

なお、後任の監査委員の選出につきましては、本日その案件を提案することにしておりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、企業団職員を御紹介申し上げます。

令和6年4月1日付けで人事異動が行われたことに併せ、石巻市議会より新たに企業団議会議員が選出されましたことから、本会議に出席している企業長及び監査委員の事務局の管理職員等を御紹介いたします。

事務局長の木村剛君。

○木村 剛事務局長 木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤正美企業長 理事兼事務局次長の高橋壯之君。

○高橋壯之理事兼事務局次長 よろしくよろしくお願いいたします。

○齋藤正美企業長 技術次長の本木雅治君。

○本木雅治技術次長 本木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤正美企業長 総務課長兼工事検査室長の野村佳実君。

○野村佳実総務課長兼工事検査室長 野村です。よろしくお願いいたします。

○齋藤正美企業長 経営企画課長の佐々木知洋君。

○佐々木知洋経営企画課長 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

- 齋藤正美企業長 給水課長の落合徹君。
- 落合 徹給水課長 落合です。よろしく願いいたします。
- 齋藤正美企業長 建設課長の鹿又宏之君。
- 鹿又宏之建設課長 鹿又です。よろしく願いいたします。
- 齋藤正美企業長 施設管理課長の中村一壽君。
- 中村一壽施設管理課長 中村です。よろしく願いいたします。
- 齋藤正美企業長 浄水課長の齋藤匡俊君。
- 齋藤匡俊浄水課長 齋藤でございます。よろしく願いいたします。
- 齋藤正美企業長 技術参事兼北部地区管理事務所長の末永光浩君。
- 末永光浩技術参事兼北部地区管理事務所長 末永です。よろしく願いいたします。
- 齋藤正美企業長 経営企画課長補佐の吉田克也君。
- 吉田克也経営企画課長補佐 吉田でございます。よろしく願いいたします。
- 齋藤正美企業長 経営企画課主幹兼財務係長の川村貴俊君。
- 川村貴俊経営企画課主幹兼財務係長 川村です。よろしく願いいたします。
- 齋藤正美企業長 参事兼監査委員事務局長の小山敏夫君。
- 小山敏夫参事兼監査委員事務局長 小山です。よろしく願いいたします。
- 齋藤正美企業長 なお、小山敏夫君は議会事務局長を兼務しております。

次に、独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求訴訟の経過につきまして、御報告申し上げます。

本件は、独占禁止法第3条の規定、不当な取引制限の禁止に反する行為、いわゆる談合を行っていたとして、令和元年11月22日に公正取引委員会が、浄水場で使用する活性炭の販売業者に対し排除措置命令等を行ったことが端緒となり、当企業団の顧問弁護士との協議等を経て、令和4年9月14日に活性炭の納入メーカーである株式会社クラレに対し、1億360万8,958円及び遅延損害金等を支払うよう求める損害賠償請求訴訟を仙台地方裁判所に提起したものであります。

令和5年12月27日、口頭弁論を経て、去る3月21日に判決が言い渡されましたが、それを不服として、相手方が控訴を提起いたしましたことから、仙台高等裁判所に審理の場が移り、去る5月28日に口頭弁論が行われ、弁論終結となっております。判決は令和6年7月30日に言い渡される予定となっております。

後ほど専決処分の報告をさせていただく補正予算は、本件に関し控訴を提起されたことによるものであります。

以上、企業団議会議員の就退任、監査委員の退任、管理職員等の紹介及び独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求訴訟について御報告申し上げ、諸般の報告とさ

させていただきます。

以上であります。

○副議長（小野恵章議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第1 議席の指定

○副議長（小野恵章議員） 次に、日程第1議席の指定を行います。

今回、当議会議員に就任しました11名の議員の議席については、会議規則第4条の規定により、本職において指定いたします。

ただいま着席のとおり、議席番号1番に谷祐輔議員、2番に我妻久美子議員、3番に勝又和宣議員、4番に阿部浩章議員、5番に後藤兼位議員、6番に阿部和芳議員、7番に安倍太郎議員、8番に丹野清議員、9番に櫻田誠子議員、10番に大森秀一議員、13番に遠藤宏昭議員を指定いたします。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（小野恵章議員） 次に、日程第2会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、12番、五野井敏夫議員、14番、小野幸男議員、以上2名の議員を指名いたします。

---

#### 日程第3 会期の決定

○副議長（小野恵章議員） 次に、日程第3会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期議会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小野恵章議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第4 議長の選挙

○副議長（小野恵章議員） 次に、日程第4議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小野恵章議員） 御異議なしと認めます。



よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長の私が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小野恵章議員) 御異議なしと認めます。

よって、私が指名することに決定いたしました。

議長に遠藤宏昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました遠藤宏昭議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小野恵章議員) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました遠藤宏昭議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選いたしました遠藤宏昭議員が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長、遠藤宏昭議員を御紹介いたします。

遠藤宏昭議員、登壇の上、御挨拶をすることになりますが、それによりまして、本人の議長就任の承諾といたします。

[遠藤宏昭議長登壇]

○議長(遠藤宏昭議員) 遠藤でございます。

この度、議員の皆様には私を水道企業団議会議長へと推挙をしていただき、ありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

今まさに明鏡止水の心境であります。心持ちであります。水の流れに逆らうことなく、ルールにのっとりた議会運営を行っていきたくと思います。

石巻市議会、そして東松島市議会の議員の皆様には御意見を拝聴し、相談しながら物事を前へと進めていきたくと思います。

重要な社会インフラであります水道を滞りなく供給するためにも、重い責任を感じながら職務を果たしていきます。頑張りますので、御支援のほどよろしく願いいたします。

この度は誠にありがとうございました。

○副議長(小野恵章議員) これをもって議長の職務を終了します。

それでは、遠藤新議長さんと交代いたします。

遠藤新議長さん、議長席にお着き願います。

〔遠藤宏昭議長 議長席に着席〕

---

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（遠藤宏昭議員） 日程第5提案理由の説明であります。

齋藤企業長より提案理由の説明を求めます。

齋藤企業長。

〔齋藤正美企業長登壇〕

○齋藤正美企業長 提案理由の御説明を申し上げます。

本日ここに、令和6年石巻地方広域水道企業団議会第1回臨時会に諸案件を提出するに当たり、その概要を申し上げ、議員各位の御賛同を賜りたいと存じます。

初めに、第3号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分を行ったことの報告並びにその承認を求めようとするものであります。

次に、第4号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求訴訟に関し、令和6年3月21日の仙台地方裁判所の判決内容に対して、相手方が控訴を提起したため、その控訴審に係る所要額が生じたことを理由とする令和6年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第1号）について、専決処分を行ったことの報告並びにその承認を求めようとするものであります。

次に、第5号議案は、令和4年度に制定した条例の一部訂正に伴う石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

なお、議案の詳細につきましては、後ほど事務局長から御説明申し上げます。

また、第6号議案監査委員の選任につきましては、先ほど諸般の報告で申し上げました監査委員の選任同意の議案を提出しておりますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（遠藤宏昭議員） ただいまの提案理由に対する質疑は、議案審議の際に行いたいと思います。

---

#### 日程第6 第3号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

（石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（遠藤宏昭議員） 次に、日程第6第3号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例)を議題といたします。

本案について、当局から説明を求めます。

木村事務局長。

〔木村 剛事務局長登壇〕

○木村 剛事務局長 ただいま上程されました第3号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書1ページから2ページ、併せまして、表紙番号4、議案参考資料の1ページになります。

第3号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、(専決第1号)石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表を御覧願います。

本議案は、石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分を行ったことの報告並びにその承認を求めようとするものであります。

本条例の一部改正につきましては、令和5年5月、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、公金事務の私人への委託に関する制度見直し等により、条の追加及び繰下げ等の所要の整備が行われ、令和6年4月1日から施行されることとなりました。

これにより、関係条例における引用条項の整理を行うこととなり、石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の議会の同意を要する賠償責任の免除について規定した第5条中、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める必要が生じたものであります。

最後に、附則につきましては、令和6年4月1日施行としたものであります。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月12日付けで専決処分といたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告を申し上げ、その承認を求めようとするものです。

以上、御承認賜りますようお願い申し上げます、第3号議案の説明といたします。

○議長(遠藤宏昭議員) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤宏昭議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（遠藤宏昭議員） 討論はなしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤宏昭議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 第4号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

〔令和6年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第1号）〕

○議長（遠藤宏昭議員） 次に、日程第7、第4号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについて〔令和6年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第1号）〕を議題とします。

本案について当局から説明を求めます。

木村事務局長。

〔木村 剛事務局長登壇〕

○木村 剛事務局長 ただいま上程されました第4号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。

表紙番号2、議案書別冊の1ページから7ページ、併せまして、表紙番号5、議案概要の1ページ、第4号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第2号令和6年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第1号）を御覧願います。

本議案は、令和6年度石巻地方広域水道企業団補正予算について、専決処分を行ったことの報告並びにその承認を求めようとするものであります。

補正の理由につきましては、令和元年11月22日、公正取引委員会において東日本地区に所在する地方公共団体が発注する特定活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行っていたとして、同法に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われました。

東日本地区に所在する対象地方公共団体は当企業団も含まれており、鹿又取水場及び六本木浄水場で使用する粉末活性炭を入札等の方法で発注していたことを踏まえ、企業団顧問弁護士に相談しながら、活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していた期間について、企業団が被った損害を請求することとしたところであります。

これに伴い、令和4年9月に訴訟を仙台地方裁判所に提起し、口頭弁論を経て、令和6年3月21日に当企業団の主張がおおむね認められる形での判決となったところであります。

が、相手方が仙台高等裁判所に控訴を提起したため、企業団顧問弁護士に相談し、附帯控訴を行うとともに、控訴審に係る弁護士委託の着手金及び報酬金が必要となったことから、関連する科目について補正したものであります。

それでは、補正の内容につきまして御説明申し上げますので、表紙番号2、議案書別冊の5ページを御覧願います。

第2条は、予算第3条で定めております収益的支出の予定額を補正したものであります。

収益的支出におきましては、先ほど申し上げました理由により、第1款事業費用の第1項営業費用で、報償費の所要額2,860万円及び委託料の所要額560万円を合わせた3,420万円を増額補正し、その予定額を64億9,384万4,000円にし、事業費用の予定額を68億232万7,000円にしたものであります。

なお、6ページ以降には実施計画などその詳細を記載しておりますので、御参照いただきたく、その説明は省略させていただきます。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年4月1日付けで専決処分といたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告を申し上げ、その承認を求めようとするものです。

以上、御承認賜りますようお願い申し上げます、第4号議案の説明といたします。

○議長（遠藤宏昭議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤宏昭議員） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤宏昭議員） 討論はなしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤宏昭議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

日程第8 第5号議案 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（遠藤宏昭議員） 次に、日程第8第5号議案石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

木村事務局長。

〔木村 剛事務局長登壇〕

○木村 剛事務局長 ただいま上程されました第5号議案石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書3ページ、併せまして、表紙番号4、議案参考資料の2ページ、第5号議案石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表を御覧願います。

本議案は、令和4年度に制定した条例の一部に誤りがあり、訂正を必要とすることから、当該条例の一部改正を行おうとするものであります。

具体的には、本件条例に規定する不利益な取扱いをしてはならないものについて、当企業団は地方公営企業法の適用を受けることから、法の引用先を「労働組合法」とすべきところを「地方公務員法」としたため、根拠法令を改めるものであります。

最後に、附則につきましては、この条例を公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、第5号議案の説明とさせていただきます。

○議長（遠藤宏昭議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤宏昭議員） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤宏昭議員） 討論はなしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤宏昭議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第6号議案 監査委員を選任するにつき同意を求めることについて

○議長（遠藤宏昭議員） 次に、日程第9第6号議案監査委員を選任するにつき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番、後藤兼位議員の退席を求めます。

〔5番後藤兼位議員退場〕

○議長（遠藤宏昭議員） 本案について企業長から説明を求めます。

齋藤企業長。

〔齋藤正美企業長登壇〕

○齋藤正美企業長 ただいま上程されました第6号議案監査委員を選任するにつき同意を求めることについて御説明申し上げます。

当企業団監査委員の阿部久一さんは、去る令和6年6月10日をもちまして退任いたしました。このことから、その後任者の選任につきまして慎重に選考を行ってまいりました。その結果、地方公営企業法第39条の2第5項及び石巻地方広域水道企業団規約第12条の規定に基づき、人格が高潔で事業の経営管理に関し優れた識見を有する後藤兼位さんを適任と認め、新たに当企業団の監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、第6号議案の説明とさせていただきます。

○議長（遠藤宏昭議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤宏昭議員） 質疑なしと認めます。

本案は人事案件でありますので、先例に倣い討論を用いず採決したいと思います。

お諮りいたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤宏昭議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

5番、後藤兼位議員の入場を求めます。

〔5番後藤兼位議員入場〕

---

閉 会

○議長（遠藤宏昭議員） 以上で、今期議会に付議された事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和6年石巻地方広域水道企業団議会第1回臨時会を閉会いたします。

午後2時09分閉会

---

石巻地方広域水道企業団議会議長 遠藤 宏 昭

石巻地方広域水道企業団議会副議長 小野 恵 章

署 名 議 員 五野井 敏 夫

署 名 議 員 小野 幸 男